

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 17 日

上越市長 小 菅 淳 一

記

- 1 委託事務の内容
浦川原小学校プールにおける使用料の徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：株式会社新潟ビルサービス 上越営業所
住所又は事務所の所在地：上越市本町 6 丁目 1 番 23 号
- 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 8 年 5 月 29 日
- 4 委 託 期 間
令和 8 年 7 月 25 日から令和 8 年 8 月 16 日まで